

財務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
32	地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバーへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録すること(当該申告情報が削除された場合、地方団体に「前削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告である」と判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。	データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることで事務の効率化が図れるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。	所得税申告書等の地方団体への電子の送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総務省第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	東京都		北海道、宮城県、大田原市、旭市、新富区、江戸川区、神奈川県、神岡町、兵庫県、久留米市、筑紫野市、福岡県	○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税はまれに発生している。納税者からの問合せがないと把握できない状況であり、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。	「求める措置の具体的内容」に記載されている「電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにする。」との提案については、実現方式や運用開始時期、他の地方団体の意向などを総合勘案した上で、予算措置を前提として、当庁システムの改修により対応可能であることから、総務省を通じて要望願いたい。なお、「税務署で処理した後にデータ連絡」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることについて、他の地方団体とも調整を要すると思料。(注) e-Taxで提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、開発当初の検討の中で、総務省が各地方団体との調整を行い、早期処理の観点から納税者が送信し正常に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。
77	地方に対する規制緩和	その他	国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し	【制度改正の経緯】国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等については、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等は、上記事務を行っている。今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。【支障事例】本県では採算対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。今年度工事予定箇所が新規あり、向1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。)低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めると契約締結までに時間がかかり、工事着手が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度も契約まで1〜2か月程度遅れている。)事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。また、別の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前調査による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じている。【参考】過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。	・会計法第29条の6第1項、第48条第2項・予算決算及び会計令79条、85条・地方自治法施行令167条の10第2項・国立公園等整備事業実施要領・国立公園等整備事務取扱要領・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱について(改正平成27年10月1日環境省発1510014号)	総務省、財務省、環境省	鳥根県、中国地方知事会	岐阜県	○【支障事例】本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。しかし、国直轄(施行委任)事業では、契約予定価格が1,000万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなり、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。平成28〜27年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査等に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着手が遅れるという事態が生じた。また、県の入札制度に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うことで入札業者の混乱が生じている。○【支障事例】本県では競争入札のうち、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は1,000万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあるときは契約審査委員に意見を求めると契約締結までに時間がかかり、工事着手が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約まで1か月程度を要する。)事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県・事業者とも負担が生じる。また別の入札事務にて行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な取組の防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実施あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。	会計法(昭和22年法律第35号)第48条第1項、第2項及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第140条に基づき、本提案における国の直轄事業は、都道府県の知事又は知事の指定する職員(以下、都道府県知事等)が国の会計事務を行うことができるとされ、地方自治法(昭和22年法律第87号)第2条第9項第1号に規定された第1号法定受託事務に位置づけられている。地方自治法等では、会計法令と異なる規定が一部ありと承知しているが、都道府県知事等におかれては、国の会計事務を法令に則り、適切に行われたい。		
228	地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限の変更	【支障事例】財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限について、各団体が金利情勢等を考慮し借入時期に選択できるよう見直ししてほしい。なお、地方公共団体金融機構については、前年度の8月が借入金金利方式の決定期限となっており、金融機関は借入時に決定している。	各団体が借入時期における金利情勢等を考慮し選択を行うことが可能となり、公債費負担軽減が図られる。	地方自治法 平成27年度財政融資資金地方長期資金等借入の手引(財務省福岡財務支局)	財務省	長崎市	鹿角市、福岡県、熊本市、熊本県、東海市、八尾市、大村市、五島市	財政融資資金に係る融通条件(借入年限や借入金利方式の選択等)は、前年度8月末に、各財政機関等から提出される要望に基づき、政府予算案の決定時(通常は前年度12月)に、財政機関等の融通条件と、それを踏まえた財政債の調達年限を決定(ただし、地方公共団体については、例外的に借入金利方式の変更を前年度末まで認め、地方公共団体の利便性に配慮)。27年度財政融資資金計画の運用額(決算ベース)89兆円のうち、地方公共団体に係る運用額は3.1兆円(35.2%)を占めていると。各団体の借入時期まで、借入金利方式の選択が留保されることとなれば、必要となる財政債の調達コスト等を賄うための利息の徴収が必要となるが、その利率は長期資金の場合と同じ。また、事業完了段階での起債前貸から長期資金への借り換えに当たって必要となる事務手続については、27年度の地方分権改革提案を踏まえ、既に提出書類の簡素化等を行っており、必要最小限の手続となっていると考えている。			
273	地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金における起債前貸制度の変更	財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第26条により、貸付対象事業が完了した後でなければ、貸付けを受けることができない。そのため、繰越年度における貸付対象事業においては、事業進捗の円滑化を図るため、つなぎ資金を貸し付ける起債前貸制度が設けられているところであるが、事業完了段階でつなぎ資金(起債前貸)を利息を付して返済し、新たに普通地方長期資金(本貸)に借り換えることになっており、事務手続きの煩雑化及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担が生じている。	年度ごとに出来高に応じた貸付制度に変更することにより、事務手続きの負担軽減及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担解消を図ることができるもの。 ※繰越資金については、現行制度において出来高に応じた貸付となっている。	財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第26条	財務省	池田市	福岡県、茨城県、熊本市、熊本県、東海市、大板市、八尾市、大村市、筑紫野市、伊丹市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市	○財政融資資金の起債前貸で借り入れた資金に係る利息については、普通交付税の基準財政需要額(実績額八分)の算定対象とならないため、通算対象事業、辺地対策事業等、本来であれば基準財政需要額に算入されるべき事業であっても、当該科目分については算入されず、自治体の負担増となっている。 ※繰越資金等の出来高に応じた貸付であれば算定対象となるため、資金によって差異が生じている。	地方公共団体の起債は、特定の目的に限って認められているところ、当該目的は、貸付対象事業の完了により初めて達成されることから、財政融資資金の貸付に当たって貸付対象事業の完了を確認することが必要だと考えている。起債前貸制度については、事業完了までの間のつなぎ資金が必要となる場合に貸付を行っているものであり、財政融資資金の調達コスト等を賄うための利息の徴収が必要となるが、その利率は長期資金の場合と同じ。また、事業完了段階での起債前貸から長期資金への借り換えに当たって必要となる事務手続については、27年度の地方分権改革提案を踏まえ、既に提出書類の簡素化等を行っており、必要最小限の手続となっていると考えている。		
274	地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金における貸付期限の変更	財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第28条により、貸付期日の延長期限が貸付決定された翌年度の3月末日となっている。そのため、繰越年度における貸付対象事業においては、事業が「ほぼ完成」の状況で、国庫補助金の実績報告見込に基づき、2月中旬に借入れの申込みをしなければならず、事業完了後に国庫補助金の実績報告を提出し、国庫補助金の確定額が実績報告見込額から減額となった場合は、補助表債(国庫補助事業の地方負担分に対する起債)の借入対象額も減額となり、結果、借入額に超過が発生することとなる。そこで、借入額に超過が発生するリスクに鑑み、国庫補助金の実績報告見込に基づき貸出した借入対象額から、安全を見て借入申込額を圧縮する検討を余儀なくされている。	繰越年度の5月末までの借入れができるようになれば、実績報告の確定後に借入れできるため、超過額の発生リスクを回避できるようになる。 ※繰越資金については、現行制度において繰越年度の5月末日までの借入れが可能となっている。	財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第28条	財務省	池田市	小樽市、鹿児島県、熊本市、厚木市、三条市、上越市、東海市、八尾市、筑紫野市、伊丹市、徳島市、大牟田市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市	○本市においても同様のケースが発生しており、特に国の補正予算に基づく補正予算債の発行について、安全を見て発行を検討するケースがあり、その場合、普通交付税措置の基準財政需要額への算入が減額となるため、地方負担が増加発生することとなっている。	「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第3条においては、長期運用予定額の繰越しの期限は翌年度とされている。これは、財政対象機関の事業については、その性質上、国の予算の対象となっている事業に比べ、弾力的に運営する必要があることから、長期運用予定額にかかる財政融資資金を年度を越えて新たに長期運用することができるよう、財政融資資金の繰越しを定めているものである。こうした定めを受け、「資金の管理及び運用の手續に関する規則」においても、普通地方長期資金等の貸付について、年度を越えて3月末日まで貸付期日の延長を認めているところである。本提案の実現のためには上記の法律及び規則の改正が必要となるが、運用規律維持の観点から、貸付期日の更なる延長を認めることは適切でなく、必要改正は困難と考える。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていなかった支障が生じており、課税に正確を期すことが重要であることから、今回送信方法の見直しを求めているものである。</p> <p>送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまましつつ、税務署で処理した後の適正なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。</p> <p>各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会だけでなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。</p>	-	<p>【神奈川県】 神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Taxで提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとさせていただきたい。</p> <p>また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Taxで提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報 本来申告すべきでない税務署にe-Taxで提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報 <p>【静岡県】 本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連絡」することではなく、書面申告データと同様に、「削除された」及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はないと考える。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。</p>		
<p>・地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるにも関わらず、国の会計法に則らなければならないことで、事務負担の増加や工事着工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることなどが危惧される。</p> <p>・会計法の見直しについて、検討の上、可否の理由を示していただきたい。</p>	-		-			
<p>ALM(資産負債管理)を適正にコントロールし、地方公共団体に低利で融資していただいていることは理解できるが、地方の厳しい財政状況や他の機関における選択時期を踏まえつつ、選択時期を少しでも後倒しできるよう検討をお願いしたい。</p>	-		-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>ご回答の趣旨や提出書類の簡素化等を行っていただいていることは理解するが、一方で、地方債資金の分類上同じ公的資金に分類される地方公共団体金融機構資金においては、従前より、年度ごとに出来高に応じた貸付制度を実施していただいているところ。</p> <p>また、事業完了の前段階であっても、地方自治法に基づき部分払が認められているところであり、当該支出の財源として、一時貸付ではなく長期貸付としていただくような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。</p>	-		-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		
<p>ご回答の趣旨は理解するが、一方で、地方債資金の分類上同じ公的資金に分類される地方公共団体金融機構資金においては、従前より、現行制度において繰越年度の5月末日までの借り入れを認めていただいているところ。</p> <p>また、明許繰越する事業であっても、地方自治法に基づき5月末までの出納整理期間が設けられているところであり、地方自治体の出納整理期間に合わせた借り入れができるような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。</p>	-	<p>【徳島市】 機構や民間資金については5月末までの借入が可能となっており、運用規律維持と地方自治体の借入業務円滑化の両立を図るよう要請する。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		